

## 第5回 オスマン文書セミナー報告 岩本佳子

岩本 佳子（京都大学大学院文学研究科 博士後期課程）

第5回オスマン文書セミナーは、12月22、23日、東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所で行われ、講師含めて初日は23名、2日目は25名が参加した。オスマン朝研究者のみならず、イラン史、中央アジア史、シャリーア研究者と幅広い分野の研究者が一同に会し、昨年度に続いてシャリーア法令台帳についての報告、講読そして討議がなされた。

初日は高松洋一講師から法廷関係文書書式集 *şakḫ mecmū'ası* と呼ばれる史料群とその中に登場する *hüccet*、*i'lām*、*mürāsele* といったカーディー（より正しくはカーディーの代わりに実際の業務を担当するナーイブ）発給文書の解説が行われた。解説の後、実際の文書を講読し始める前の前準備として、文書書式集の一つである *Tuhfetü'ş-Şukūk* を輪読した。これまであまり利用されてこなかった法廷関係文書書式集の研究可能性を感じさせる内容であった。続けて、秋葉淳講師により18世紀のシャリーア法廷台帳の解説がなされ、*mürāsele* と呼ばれる下達文書から数点をとりあげ講読した。18世紀において、カーディーの官職が実際の職務を伴わない称号に変化し、実際の法廷業務がナーイブによって担われていたこと、アンカラ、ルセの法廷台帳に残されたナーイブ、カーディーの任命状に関する下達文書からそのことが読み取れることが説明された。

続いて2日目は、秋葉講師の解説後、失踪した夫と残された妻に関するシャリーア法廷台帳の記録、殺人と和解についての台帳記録をとりあげ講読した。ハナフィー派では夫が失踪した場合、法的には残された妻は夫が確実に死亡したと推測される90-120年が経過しないと婚姻関係を解消できないが、実際には夫の「死亡」をシャリーア法廷で確認することで失踪した夫との婚姻関係解消することが行われていた。このような婚姻関係解消に関しては、アインターブやアンカラではファトワー集からの引用が法廷台帳に記されるなど、ファトワーからの引用が大きな意味を持っていたことに対し、トカトでは形式的な訴訟とその反訴が重要視されるなど実際の業務がナーイブや書記が担っていたことに由来する地域ごとの違いがあることが強く示唆された。和解文書では、婚礼の際に祝砲の流れ弾で死者が出たという事案を取り上げ、シャリーア法廷台帳が民俗学的な資料としても価値を持つことが示された。続けて、高松講師によりシャリーア法廷台帳に記された*i'lām* から数点を講読した。首相府オスマン文書館に残された*i'lām* 正本の写しをブルサのシャリーア法廷台帳から発見した話は、氏の長年にわたる行政文書研究の深みを感じさせた。

セミナーの総括として行われた総合討論の場では、中央アジア、イラン、シリアといった各地域のシャリーア法廷の相違点や共通点について質問と活発な討議が行われた。一口に「シャリーア法廷」と言っても各地域時代ごとに様々なバリエーションが存在することが改めて確認され、それらの比較・対照という新たな研究の地平を予感させた。

今回のセミナーは5回目ということもあってか、参加者の積極な姿勢と読解能力の高さが大変印象に残った。また、文書セミナーといえども「生」の文書をいきなり読むことは初学

者には敷居が高いものであるが、今回の文書セミナーでは書式集の刊本から講読を始め、いくつも文書の書式の例を示されるなど、講師陣の細やかな配慮が感じられた。末筆ながら関係各位に深く感謝したい。